

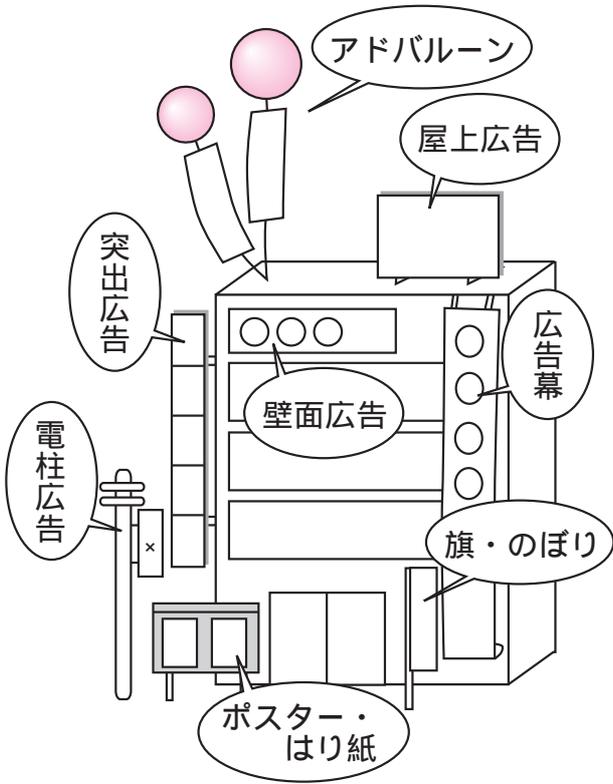
美しく心地よい景観づくりを目指して

屋外広告物のルールを守ろう

広告塔やネオンサイン、ポスターなど、身近にある広告物は私たちにさまざまな情報を提供してくれるとともに、まちを賑やかにしてくれます。しかし、これらが無秩序に掲出されると、美しい景観を損ねるだけでなく、落下や倒壊などによって大きな事故にもなりかねません。

屋外広告物とは

常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもので、ポスターから規模の大きなものまで、また、商業公告から公共的な誘導表示まで、営利的、非営利的を問わずその形態や内容は多種多様です。具体的には左の図のようなものがあります。



こんな広告は掲出できません

破損したり、倒壊・落下の恐れがあるものや道路交通の安全を妨げるものなどは、掲出してはいけません。

こんな場所には掲出できません

街路樹、電話ボックス、信号機やガードレールなどには掲出できません。また、都市公園や学校、特定の交差点などにも掲出できません。

屋外広告物の掲出には許可が必要ですが

町内で屋外広告物を掲出する場合は許可が必要です。また、許可申請の際には、審査手数料が必要となります。

まだ許可を受けていないかたは、必ず許可を受けましょう。ただし、自分・自社の敷地内で自己用のものであれば一〇平方メートル以下は許可が不要ありません。

町では、随時町内の屋外広告物の調査や指導、無許可のかたへの申請のお願いなどを行っています。調査の際には、皆さんの土地に立ち入らせていただく

こともありますので、ご協力をお願いいたします。

【お願い】

美しく心地よい景観づくりは、決して行政の取り組みだけで実現できるものではありません。自分たちのまちをより良くしていくという意識のもとに、町民の皆さんと行政が一緒になって取り組んでいくことが必要です。そこで、屋外広告物の掲出には一定のルールと制限があることを十分ご理解いただき、安全で美しいまちづくりにご協力をお願いします。

【問合先】建設課

このような屋外広告は違反です

破損したり、倒壊・落下の恐れがあるもの、道路の安全を妨げるもの など



掲出を禁止されている物件につけたもの（禁止物件）

